

2025年12月15日

お客さま各位

沼津信用金庫

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」へのお振込みについて

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングによる不正送金事犯をはじめ、特殊詐欺やSNS型投資詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ送金される事例が多発しております。

当金庫では、このような状況を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止等の観点から暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人と異なる振込依頼人名に変更してお振込みについては、お断りさせていただきます。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただくことがございます。

加えて、お客さまが詐欺被害にあわれていないかなど不正送金（振込）未然防止のため振込理由を確認するとともに、必要に応じて疎明資料等を提出していただくことがございます。

なお、口座名義人の前後に番号等を付される場合は、制限の対象になりません。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上